

令和8年2月13日公告「令和8年度 大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン一式 買入」

物品買入契約書1頁及び6頁について次のとおり内容を追記いたしました。

なお、追記箇所については、赤字・下線で示す箇所とします。

【1頁】

物品買入契約書

契約番号 大契甲 第 号

| | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|----|--|--|---|--|---|
| 物 品 名 | 令和8年度 大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン一式 買入 | | | | | | | | |
| 契 約 金 額 | 十億 | | | 百万 | | | 千 | | 円 |
| うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 | | | | | | | | | |
| 納 入 期 限 | 令和9年3月24日 | | | | | | | | |
| 納 入 場 所 | 本市指定場所 | | | | | | | | |
| 保 証 事 項 | <input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 履 行 保 証 保 険 <input type="radio"/> 免 除 | | | | | | | | |
| そ の 他 | | | | | | | | | |

両面印刷をし、袋とじすること

上記の物品について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な買入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

仮契約日 令和 年 月 日
本契約日 令和 年 月 日

大 阪 市
発 注 者 契 約 担 当 者 大阪市契約管財局長

印

住 所 又 は 事 務 所 所 在 地
受 注 者 商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は 代 表 者 氏 名

印

賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから1年以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期間満了前の発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、第18条第1項及び第2項、第19条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第5条の規定によりこの契約を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除による物品の処理)

第22条 この契約を解除したときは、発注者の選択により既納物品を受注者の費用で引き取らせ又は発注者が認定する代金を受注者に支払い、既納物品を発注者に帰属させることができる。

(賠償金等の相殺及び徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(概算契約)

第24条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあつては、明細書記載の数量及び契約書記載の金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあつては、契約金額の確定は、実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2 本契約が概算契約である場合、契約書中「契約金額」は、契約書記載の概算金額のことをいう。ただし、第16条においては、「実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(契約に関する紛争の解決)

第25条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼することができる。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とで平等に負担する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第26条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第27条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 この契約は、仮契約であつて、大阪市財産条例第2条に基づく議会の議決があつたときは、本契約を締結するものとする。

3 前項の本契約締結においては、この契約書をもって本契約の契約書とする。

4 発注者は、受注者が仮契約締結より議会の議決があるときまでの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合には、仮契約を解除することができる。